



Vol.183

# トクちゃん新聞

5月号

お会いする際は  
まだマスクしてます



令和5年5月22日発行

株式会社繁盛会計  
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ◆インボイス&電子帳簿保存法への対応

いろいろと情報収集をしてきましたが、**弥生株式会社様**が提供する「**スマート証憑管理**」というシステムをおススメすることに決めました。弥生製品の保守契約をしておられるお客様につきましては、**別途費用が発生することなくご利用いただけます**。データ保存スペースの**容量は無制限**となっていますので、その点もよいなと思っています。利用方法につきましては、**顧問先様向けに7月7日に開催するセミナーでご紹介**いたします！

徳野



## ◆政策金融公庫さんの出張勉強会

融資のご相談をしたり、お客様をご紹介いただいたりとか何かとお世話になっている政策金融公庫さん。先日、**弊社社員向けに勉強会を開催**してくださいました。なんとなく理解しているつもりであったことも、改めてお聞かせいただくことで再認識できることも多くありました。



参加者からたくさんの質問が出て、「意欲的です」とお褒めいただきました。**資金のご相談について、これを機に、よりスピーディに、よりよい対応ができるのではないかと期待**しています。

## ◆インボイス制度における売手負担の振込手数料

令和5年度の税制改正で、「**売上げに係る対価の返還等(=売上値引)**」の**税込金額が1万円未満**の際に**適格返還請求書(=インボイス)の交付義務が免除**されることとなりました。

北岡



これを踏まえて、国税庁は、インボイス制度に係る「**消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A**」を**4月14日に改訂**いたしました。

改訂版Q&Aでは、“売手が負担する振込手数料相当額”について、3つの処理方法が示されておりますが、そのうちの1つに、“売手が**振込手数料相当額を売上値引と処理**する場合、一般的に**振込手数料相当額は1万円未満**と考えられるため、**適格返還請求書の交付義務が免除**される”とありますので、**売上値引**への処理方法変更が1番簡単な方法になるかと考えます。



これまで売手が負担する振込手数料相当額について**支払手数料として処理**されていることも多いかと思いますが、改訂版Q&Aで、“これまで売手負担の振込手数料相当額を「**支払手数料**」として処理していても、**インボイス制度開始後に、「売上げに係る対価の返還等(=売上値引)**として**経理処理の方法を変更しても問題ない**”とありますのでご安心ください。

## ◆「路線価」という言葉、実は税法に存在しないんです。

大熊



**路線価**という言葉、

みなさんも一度は耳にされたことがあるかと思います。

実は、この言葉…**税法上の条文には、一度も出てこないんです！**

そこで、国税庁は

宅地の評価は、**路線ごとに㎡単価を決め(=『路線価』)**  
これを利用する『**路線価方式**』によって行う

相続税は、大まかに

「**基礎控除を超える相続財産価額 × 税率**」で計算されますが、その『**価額**』は相続税法で次のように定められています。

このようなルールを決めました。

これが **財産評価基本通達** と呼ばれるものになります。

相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、**当該財産の取得の時の時価**

通達は法律ではないので、法的拘束力はありません。ですが、**税務署は国税庁が決めたこの通達に従って事務処理を進めます。**

でも…実際問題、『時価』というのは地域の相場や需要供給の状況など、色んな要因が複雑に絡み合う中で決まります。

なので、納税者としても通達に従って申告するのが一般的…という構造になっています。

相続時点での本当の『時価』を求めることは、とても困難ですよね。

(財産評価以外にも、通達によるルールはたくさん存在します。)

## ◆ 税務スケジュール(6月)

喜多



### 6月12日(月)

- ・5月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付
- ・12月から5月分 住民税の納付(特別徴収・納期の特例分)

### 7月10日(月)

- ・社会保険 算定基礎届の提出
- ・源泉所得税(納期の特例1月から6月分)納付
- ・労働保険の年度更新

### 6月30日(金)

- ・5月分 社会保険料の納付
- ・4月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・10月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・1月・7月・10月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

\* 6月分より住民税徴収税額が変更となります。  
端数の関係で7月分も金額の変更がありますのでご注意ください。

[弊社で源泉所得税\(納期の特例\)の納付書を作成している顧問先様へ5月分までの給与・賞与状況をお知らせください。](#)  
6月支給分につきましては、支給内容が決まり次第お知らせ願います。

## ◆ 弥生会計使用時のショートカットキーについて

藪内



個人的にですが、パソコンを使用する業務は、腱鞘炎を避けるためにマウスをなるべく使用せずにキーボードで完結できるように心がけています。弥生会計でも多用しています。

私が弥生会計でよく使用しているショートカットキーは、例えば下記のような操作が挙げられます。

- ①操作メニューの選択
- ②残高試算表メニューでの期間選択



### ①操作メニューの選択

→「alt+アルファベット(もしくは数字)」

(左上の各種操作の横に“\_”のついたアルファベットや数字が表示されていて、すべて上記の操作で選べます)

### ②残高試算表メニューでの期間選択

→「alt+o(アルファベット)+矢印で選択+space」

→例えば、1月を選択したい場合は

「alt+o(アルファベット)」で期間の数字が点滅するので

「矢印で1月まで移動+space」

→この操作で、1月分の試算表が表示されます。

キーボード操作、気になられた方はぜひお試しください。

## ◆ オンライン動画の学習コンテンツ「Udemy」

稲葉



オンライン動画学習プラットフォームの『Udemy』をご存知でしょうか。世界最大級の動画学習プラットフォームで、日本では、ベネッセと業務提携を行っており、大手企業や都道府県のオンライン学習受講促進事業でも利用されています。

講座にはプログラミングやデザイン、マーケティング等のカテゴリーがあり、21万種類の多岐にわたる講座から選ぶことが可能となっています。講師の方がわかりやすく説明してくれるため、初めて携わる分野など、書籍やネット検索ではわかりにくい、取っつきにくい場面で活用することをオススメします。

講師に対する質問フォームがあり、問題が生じた際には質問ができることも良い点です。また、過去の購入者の評価や口コミがあることに加えて、購入前に動画の一部を確認できることや購入して30日以内であれば返金が可能となっているため、自分に合わない無駄な講座を購入する可能性を減らすことができます。

価格は、無料～27,800円と幅広いですが、最大90%オフのセールが頻繁に行われているため、その期間に購入することがオススメです。



新たな分野を学ぶ際に一度活用されてはいかがでしょうか。

## ◆ スタッフより

岩佐



お菓子作りが苦手です。  
かなり前に大量に購入していたオートミール残ったままで、どうにかしたいとずっと思っていました。そこでオートミールを使った簡単なクッキーのレシピがあったのでチャレンジしてみました！  
ただ、材料を混ぜて適当な形にして焼くだけ！  
苦手な私でもちゃんと焼きあがりました。  
当面はオートミールクッキーがお茶のお供です！  
カロリーをあまり気にせず  
罪悪感なく食べられるところも  
気に入っています。  
食べ過ぎには要注意ですが。。。



## ◆ クイズ

伊藤



今月は、弥生さんが提供する“スマート証憑管理”からのクイズです。○か×でお答えください。

- ①このサービスは、インボイス制度にも電帳法にも対応している
- ②このサービスは、弥生製品を持っていない顧問先様も利用できる
- ③このサービスは、全て無料で利用できる

答えは下にあります。

迫る法令の施行。対応が未定のお客様も、この機会にペーパーレス化をお考えのお客様も、ぜひ“スマート証憑管理”ご検討ください。気になる点は、担当者まで！

答え ①○ ②○ ③△

